

カトリック札幌司教区ハラスメント防止宣言について

カトリック教会内で起こった未成年者に対する性的虐待に対する取り組みとして、フランシスコ教皇は四旬節中に「性的虐待被害者のための祈りと償いの日」を設定することを望まれました。日本の司教団はメッセージを発表し（2016年12月14日）、毎年、四旬節第二金曜日を「性的虐待被害者のための祈りと償いの日」とすることを決定しました。そして、各教区の司教の呼びかけに従って、「祈りと償いの日」（あるいは前後の日）に合わせて、教会共同体として祈りと償いをささげ、同時に、被害者の痛みを学ぶ機会を作るように指示しました。

本年の四旬節第二金曜日は3月13日になりますが、札幌教区では新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、教会に於ける公開ミサ・集会を禁止しております。そのため、各司祭には教会において、別途出された「**新型コロナ肺炎感染拡大防止のため通達 第2号**」の指針に従って以下の意向でミサを捧げてくださるようお願いいたします。

意向

- ①教会の聖職者によって引きこされたハラスメントによる被害者の方々が、その苦痛の声を自由に発し、その傷が癒され、必要な支援の手が、一日も早く差し伸べられますように。
- ②種々のハラスメントによって傷つけられている方々が、その痛みと苦しみから解放され、そのために必要な支援を受けることができますように。

また、ミサに参加できない**信徒の皆様には、各自、各家庭において**この意向で祈りを捧げてくださるようお願いいたします。

尚、札幌教区では全信者（司祭、信徒、修道者）の総意を持って以下の「カトリック札幌教区 ハラスメント防止宣言」をいたします。各小教区・修道院での掲示をお願いいたします。

カトリック札幌教区 ハラスメント防止宣言

人は神の似姿としていのちを与えられたかけがえのない存在です。その一人ひとりの尊厳は誰からも侵害されてはなりません。教会は、人間の尊厳を踏みにじるあらゆるハラスメントを許さず、カトリック札幌教区はその防止に一丸となって取り組みます。

私たち札幌教区は、聖職者によるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの問題に対応する「ハラスメント対応委員会」を2016年10月に設置、翌2017年12月には被害の相談を直接受け付ける「聖職者によるハラスメントホットライン」を設けました。また、教区全体で取り組む意識を育てるために、司祭たちの研修や被害者のための「祈りと償いの日」（四旬節第二金曜日）、各小教区を巡回する啓発訪問を継続的に行っています。

私たちは教会の一員として、これまで教会で起こった性虐待、性暴力によって深く傷つけられた人々に謝罪するとともに、今後はカトリック教会に関わるすべての構成員によるハラスメントの根絶に取り組んでいきます。神が一人ひとりに与えて下さった尊厳、特にもっとも弱い立場に置かれている人たちを守るために全力をつくします。

2020年3月13日

カトリック札幌教区

司教 勝谷太治

司祭団、男女修道会、信徒一同